

長野県革新懇ニュース

2023年9月号
発行日9月10日
会費 2,000円
購読料 3,000円(送料込)
振替 00510-3-15971

289

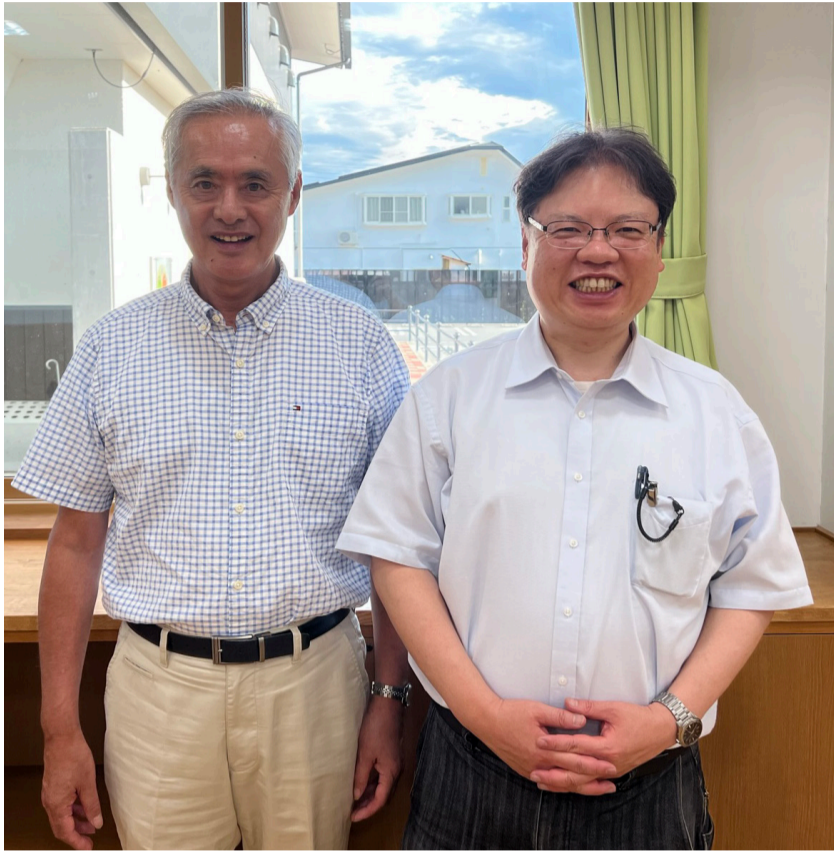
発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

====今号の主な記事====

- 1面 京谷栄二さん・田中法博さんインタビュー
- 2面 1面続き、「近現代信州の歴史回廊」関秀雄さん
- 3面 マイナンバー制度は抜本的に見直すべき、10月実施はインボイスではなく消費税5%への引き下げを、読者の声、漢字パズル
- 4面 雨よ降れ「見学時間」の話 窪島誠一郎さん
戦争を語り継ぐ 北原高子さん
映画評論『怪物』 内山到さん

長野県革新懇

検索



左: キョウタニエイジ 1951年福岡県田門市生まれ、1982年慶応大学大学院社会学研究科博士課程単位取得満期退学、1987年長野大学産業社会学部専任講師、その後、カリフォルニア大学パークレー校社会学部共同研究員、産業社会学部長、環境ツーリズム学部長などに従事、社会学修士
右: タナカノリヒコ 1969年兵庫県神戸市生まれ、2001年大阪電気通信大学情報工学専攻博士後期課程修了(博士の学位取得)、04年長野大学産業社会学部助教授、07年企業情報学部教授、その後、企業情報学部学部長などに従事、工学博士

長野大学の強権的・官僚的な学校運営を問う

大学の自治を脅かす動きの中での「地域と大学を考える会」の運動

京谷栄二さん・田中法博さん
(長野大学名誉教授・長野大学教授)

横行する上意下達の官僚的な大学運営

Q 長野大学で起こっている問題の背景をお聞かせください

◆京谷 長野大学の前身の本州大学は1966年、旧塩田町からの補助金と地権者の用地無償提供など地域の全面的な協力と支援を得て設立されました。74年に大学名を長野大学と改称し、2017年3月まで地域に密着した私立大学として運営されてきました。同年4月から大学の設置者が上田市に変わり、公立大学法人となりました。今、長野大学で起こっている諸問題は、この公立化以降に発生した出来事です。その具体的な中身については後で触れますが、まず問題が発生している大きな背景についてお話をしたいと思います。

文部科学省が14年に大学のガバナンス改革に関する報告を出して、理事長や学長によるトップダウンの運営を行うということが明記されています。そのためには従来あったような教授会による意思決定はできるだけ縮小し民主的な仕組みを作り替えていく方向が打ち出されました。この政策のもとで、日本全体の大学運営の質が程度の差はあれ進行しています。

学長選考手続きの恣意的な変更

Q 具体的にどのような問題が起きているのですか?

◆京谷 一つは学長選考に関してです。去年の7月に学長候補者の選考が公示されました。この選考に向けて、長野大学に長年在籍していた私に立候補してほしいという依頼がありました。その理由は、長野大学では公立化以降、理事長・学長等による強権的な運営が強まっているので、それを民主的な方向に転換したいということでした。13人の教員が私を推薦し、昨年9月21日に立候補しました。

もう一人の候補者は上層部が推す秋田県立大学理事長兼学長の小林淳一さんで、今の長野大学の学長です。ところが、選挙戦がスタートしたにもかかわらず、10月初旬に学長選考に関わる教職員による意向投票の規程が突然に改定され、意向投票の投票権者が拡大されました。改定を行ったのは学長選考会議という組織で、従来投票権のなかった理事長など理事会役員、市から出向してきている職員、任期付き採用の教員に拡大されました。これらの人たちの多くは上層部が推す候補に投票する可能性の高い人たちです。このような変更は前代未聞です。それに対して当然に教職員の中から異議申し立てがあり、学内のメールで配信されました。

不当で唐突な処分 長野地裁に提訴

Q 田中先生の懲戒処分の理由はどのようなものですか?

◆田中 処分の理由は三つあります。いずれも19年から20年にかけての出来事で、つまり、2年から3年前のことです。一つ目は、当時の副学長が使用する教育予算について、執行の段階で学長の許可を必要とするように求めたこと、二つ目は、学部の教育用サーバーを停止したこと、三つ目は、副学長らの不正を調査するように強く学長に働きかけたというものです。なお、その当時、私は企業情報学部の学部長を務めていました。

私がそうした対応をしたことには当然に理由があったわけですが、1点目については当時、副学長であった人物が教育研究費の申請で適切な学内手続きを行っていなかった上、しかも、目的外使用していたことが明らかにされました。そのため、本来では予算を学部から要望できない状態でした。しかし、それでは学生の教育に支障が生じるので予算

に物議をかもした意向投票ですが、理事会はその後、意向投票の制度そのものを廃止しました。

私は大学を民主的な方向に切り替えたいという教職員の思いを受けて学長選考に臨みましたが、その思いを成就することはできませんでした。しかし、大学を民主化する運動は、田中さんの訴訟をきっかけに地域の市民の中にも広がりが現在も続いています。

恐らく以上の理由を聞いて処分を妥当だと考える人は少ないでしょう。私はこのように処分を納得できないので、その不当性を明らかにするために昨年12月9日に長野地方裁判所に提訴しました。この懲戒処分に関して、いくつかの部分に直ちに違法であることが分かりました。まず減給処分が労働法令違反であることとを訴状で指摘したところ、理事会は慌てて12月16日と今年の1月16日には処分内容を訂正しました。

この懲戒処分は、学長選の意向投票の直前に発表されましたが、わざわざ数年前の出来事を蒸し返して処分するというものでした。選挙への恣意的な介入が疑われます。加えて、理事会の意に沿わない教員を見せしめにする狙いが